



街とともに。人とともに。  
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちよう

## 豊島猟友会員の皆様に

H21. 11. 7  
巢鴨警察署

### 猟銃用火薬類の譲受許可等について

- 1 許可申請時の聴取
  - ① 消費等計画書の提出
    - ア 具体的な火薬類の消費及び火薬類の購入等の計画
    - イ 複数の銃を所持されている方は、銃番号を記載し銃毎に1枚ずつ作成
  - ② 消費実績の疎明資料等
    - ア 返納する猟銃用火薬類譲受許可証
    - イ 大日本猟友会の発行する無許可譲受票の写しの提出  
(火薬類の購入及び消費状況を明らかにするため)
  - ③ 使用実績報告書に代わる書類の写しを提出
    - ◎指定射撃場 ◎大日本猟友会 ◎日本ライフル射撃協会 ◎日本クレー射撃協会から証明を受けた書類の写しを提出
- 2 具体的許可内容
  - ① 許可の数量
    - ア 火薬庫外貯蔵の上限(実包又は空砲の合計)
      - (ア) 原則 800個
      - (イ) 例外 5,000個
        - ◎各種競技団体の選手等→当該選手等である証明の書類
        - ◎上記以外、特に酌むべき事情が認められる場合→消費実績等から
    - イ 上限5,000個の例外
      - 特段の事由→オリンピックのナショナルチーム及び同等の選手が当該チームの練習のための場合に限定
  - ② 許可証の有効期限
    - ア 火薬庫外貯蔵の上限数(800個)を超える場合
      - 有効期間の最長は6ヶ月以内
    - イ 800個以下の申請
      - 有効期間の最長は1年以内
- 3 許可条件について

「1日に引渡しを受ける数量は、実包又は空包合計800個を超えない範囲」

※ 申請者自身がパソコン等で申請様式を作成し、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則と異なった書類が散見されますので、申請書類は正規の申請書類を使うよう願います。  
(警察署において申請書類を備えています。)